

令和4年度 労務管理研修 開催要綱
～労務管理関連法令改正への理解と対応のポイント～

1 趣 旨

福祉人材の確保・不足が深刻化する中、人材確保を進めることに加え、職員の定着を促進することが、社会福祉事業を経営する者にとって喫緊の課題となっています。

その対策として、社会福祉法人の経営者や管理者は、労務関連法令の遵守はもとより、働き方改革を踏まえた労働環境の整備や改善に取り組むことが求められている。

本研修では、働き方の多様性を背景に2019年より順次施行されてきた「働き方改革関連法」のポイントを改めて確認するとともに、直近及び今後予定されているさまざまな労働関係法令改正に確実に対応するため、社会福祉施設・事業所において実施すべきことについて知識を得ることを目的に開催します。

2 主 催 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

3 日 時 令和4年8月17日（水） 午後1時30分から午後4時

4 会 場 福祉人材研修センター 1階ホール
（鳥取市伏野1729-5 電話0857-59-6344）
※オンラインでの参加も可能です。（Web会議用ソフト「Zoom」を利用）

5 対象者 社会福祉法人及び事業所の管理者、人事・労務管理担当者等

6 定 員 50名（会場受講者）

7 内 容

（1）働き方改革の基本的な理解（再確認）

- ・なぜ今働き方改革なのか
- ・働き方改革の基本的な考え方とポイント等

（2）直近及び今後施行される改正法とその対応

2022年1月1日施行

- ・複数事業所で働く高年齢者の雇用保険加入特例制度の創設【雇用保険法】

2022年4月1日施行

- ・パワハラ防止対策の義務化（中小企業）【労働施策総合推進法】
- ・一般事業主行動計画の策定義務対象拡大【女性活躍推進法】
- ・育児休業等に関わる措置の義務化等【育児・介護休業法】
- ・アルコールチェックの義務化【道路交通法】

2022年10月1日施行

- ・出生時育児休業（産後パパ育休）の創設【育児・介護休業法】
- ・育児休業の分割取得【育児・介護休業法】

- ・短時間労働者の社会保険の適用拡大（従業員 100 人超）

【厚生年金保険法・健康保険法】

2023 年 4 月 1 日施行

- ・月 60 時間超の残業の割増賃金引上げ（中小企業）【労働基準法】

8 講師 長谷川労務経営事務所 特定社会保険労務士 長谷川 誠 氏

9 申込方法

別紙「参加申込書」に必要事項を記入の上、ファクシミリ又はメールでお申込みください。

★申込期限：8月5日（金）まで

ファクシミリ 0857-59-6340

メールアドレス keieisidou@tottori-wel.or.jp

★参加申込書は、本会ホームページからダウンロードできます。

URL https://www.tottori-wel.or.jp/hukushi/keiei_top/kensyuannnai/1/

10 参加費 2,000円/人

★お支払方法は、可能な限り法人ごとに取りまとめて、8月10日（水）までに下記口座へお振込みください。

★振込みの際の留意点

- ・参加申込時に振込予定日と振込人名義を申込書にご記入ください。
- ・欠席等による返金是对応できません。
- ・振込手数料は参加者にてご負担ください。

【振込先口座】山陰合同銀行 湖山出張所

[口座種別] 普通預金

[口座番号] 3605542

[口座名義] しゃかいふくしほうじんとつとりけんしゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

11 個人情報の取扱い

参加申込書に記載された個人情報は、参加者名簿の作成等本研修会の運営管理の目的のみ使用し、他の目的に使用することはありません。

12 申込先・問合せ

鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部（担当：有沢、桑村）

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材研修センター内

電話：0857-59-6344 Fax：0857-59-6340

メール：keieisidou@tottori-wel.or.jp